

長崎市農業委員会 令和8年3月総会 議事録

1 日 時 令和8年3月30日 14:00 開会
15:30 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室（長崎市魚の町4番1号）

3 役 員 会 長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員（16名）

井川 義英	岩本 隆	植田 正和	尾崎 正孝	上川 満治
柴原 恵	永岡 亜也子	平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治
峰 忠幸	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀	山口 眞佐栄
山崎 実男				

5 欠席農業委員（3名）

池田 憲二 岩永 一也 野中 麻美

6 出席推進委員（23名）

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美
久保 正	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也
野口 弘人	野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博
松浦 行信	松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳
村田 美津枝	森内 悟己	山下 和孝		

7 欠席推進委員（1名）

山口 憲昭

8 出席職員

渡部副市長

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 稲岡農政管理係長 中山農地係長 浦上主事

【農林振興課】 末永課長 峯松企画農政係長

9 議事

【付議事項】

- (1) 農業委員会事務局職員の任免について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について
- (6) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
- (7) 非農地の判断について

【報告事項】

- (1) 事務局長専決事項の報告について
- (2) 長崎県農業会議常設審議委員会について

【その他の事項】

- (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について
- (2) 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について
- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (4) 令和8年4月、5月の行事予定について

○事務長 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は、次第に記載の、3 その他事項の(1)「農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答」のために、長崎市から副市長にご出席をたまわっております。そのため、まず初めに、この項目から始めさせていただきます。それでは、まず長崎市側の出席者をご紹介します。渡部副市長でございます。末永農林振興課長でございます。峯松企画農政係長でございます。それでは、最初に渡部副市長から回答書を手渡していただきますので、お手数ではございますが、渡部副市長と平尾会長は前の方へお願いいたします。

— 回答書提出 —

○事務長 ここで、渡部副市長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○渡部副市長 平尾会長並びに農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、日頃から長崎市の農業振興並びに農地等の適正な利活用の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年11月に「令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を市長に提出していただきました。どの項目も本市農業が抱える重要な課題であると認識しており、いただいた意見書を参考にしながら、令和8年度以降の施策や予算を検討させていただきました。本来であれば、市長がこの場に出席して回答すべきところですが、本日は他の公務により出席がかなわなかったため、主要な点のみ私から回答させていただき、詳細につきましては、後ほど農林振興課長から説明させていただきます。

まず、1点目の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、地域計画の実現に向け、引き続き農業委員会の皆様やJA、長崎市地産地消公社と連携し、新規就農者等への農地のマッチングを推進するとともに、大規模基盤整備の検討が進められている春日地域を含む「矢上・日見」地区をモデル地区と設定し、地域計画に係る取組みを重点的に進めてまいります。また、国の要件を満たさない小規模な基盤整備につきましても、市単独の

補助事業を活用しながら対応しているところですが、特に、1事業あたりの総事業費が200万円未満の小規模な農業用水利施設の整備や補修等について、令和8年度から予算を増額しております。引き続き地域の実情に応じた基盤整備を推進するとともに、補助事業対象の要件の見直しなどを国や県に働きかけてまいります。

次に2点目の遊休農地の発生防止・解消につきましては、有害鳥獣対策において、引き続き地域の農業者の皆様と連携しながら、農地周辺の環境整備や捕獲活動の強化に努めるとともに、令和8年度から新たに、生活環境被害対策を強化するための市全体による広域防護柵の整備や有害鳥獣対策係を設置することとしましたので、さらなる対策を推進してまいります。

最後に、3点目の新規参入の促進につきましては、親元就農への支援策として、令和7年度から、市単独の農業新規参入促進事業において、国の支援対象となりにくい農業後継者も対象とし、機械等の更新も対応できるようになっておりますので、引き続き本制度を活用しながら、円滑な事業継承を支援してまいります。さらに、令和8年度からは、若い世代の農業への関心をさらに高めるため、テレビやインターネット、SNS等を活用したグリーンツーリズム体験プログラムの情報発信を強化するとともに、定年帰農者を含む様々な就農事例の情報発信や、農業センターの研修などの周知を強化することで、多様な担い手の就農を推進します。

その他のご意見につきましても、農業委員会をはじめ、関係者の皆様と連携しながら実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。私からの挨拶とさせていただきます。

○事務長 ありがとうございます。渡部副市長につきましては、公務の都合がございますので、ここで退席されます。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

○事務長 続きまして、農林振興課から回答書についての説明をお願いします。

○農林振興課長 改めまして農林振興課末永です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答の資料をご覧くださいと思います。農業委員会からの意見書につきましては割愛させていただいて、回答を説明させていただきます。また、先ほど副市長から主な取組みの説明をさせていただきましたが、その部分については省きまして説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、1の(1)地域計画の実現についてですが、まずもって、地域計画の策定・変更にあたっての意向調査等にご尽力いただきまして、大変ありがとうございます。地域計画策定後の目標達成に向けた取組みにつきましては、先ほど副市長も申し上げましたとおり、各関係機関と連携し農地中間管理事業等を活用しながら農地のマッチングを推進させていただきたいと考えております。また、地域の実情に応じて、農地の基盤整備や施設整備等を支援することで担い手の農地の確保を図りたいと考えております。なお、長崎県地域計画推進連絡協議会において、令和7年10月に地域計画推進方針が策定されましたので、長崎市としましても、当該方針に基づき「矢上・日見」地区をモデルとして設定し、地域計画に係る取組みを重点的に進めてまいりたいと考えております。引き続き、農業委員会や関係機関の皆様と連携しながら農地の利活用に関する意向調査や集落懇談会の開催等により地域の実情を把握し、目標地図の精度向上を図ってまいりたいと考えております。

(2) 農地の基盤整備についてでございます。2ページをご覧ください。本市におきましては令和2年度から国の補助事業の対象とならないような小規模な基盤整備を実施する農協または2戸以上の農業者で組織する団体に対し、事業費の半額程度を補助する制度を設けております。引き続き本制度をご活用いただきたいと思います。また、国の補助事業を

活用した大規模な基盤整備の必要性も認識しておりますので、令和7年度からこの制度を拡充し、5ha以上の大規模な基盤整備の検討の際に必要となるイメージ図の作成や概算事業費の算定、先進地視察等に係る費用の半額を補助しており、地域計画策定地区における基盤整備構想計画の作成を推進しております。さらに、国の補助事業の対象とならない水利施設等の補修につきましては、先ほど副市長が説明しましたとおり、事業費の半額程度を補助する制度を設けており、令和8年度から予算を増額したところでございます。また、地元の方々が管理している農道・用水路の維持管理につきましては、必要な資材を原則1か所あたり40万円未満で支給しております。今後におきましても、地域の実情に応じた基盤整備の推進を図るとともに、県又は県を通じて国に対し、補助対象要件の見直しなどを働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「2 遊休農地の発生防止・解消」の「(1) 多面的機能支払交付金について」です。3ページをご覧ください。本市としましては、これまでも県を通じて国に対し一連の事務手続きの簡略化を要望してきております。県内他地区においては、土地改良区等の組織を設置しており、事務局が事務も担っている事例がございます。これらの地区では、専門的な知識を持つ事務局が複数地区の事務を一括して処理することで、効率的な運営が実現されているとお聞きしております。長崎市にはこのような組織がございませんので、事務処理を行う組織の集約化することは難しいと考えていますけれども、必要に応じて、皆様方と協議しながら事務処理のサポートを考えてまいりたいと思っておりますので、農業者の皆様におかれても、人材の確保に努めていただきますようお願いいたします。

「(2) 有害鳥獣対策について」の回答でございます。有害鳥獣対策につきましても、先ほどの地域計画と同様に、地元の農業者や自治会の皆さん、農業委員会の皆様方に大変ご尽力いただき、感謝申し上げます。市が管理している農道等につきましては、今後も引き続き適切な維持管理に努めてまいりますが、財政的な制約もありますので、地元自治会からの要望書を基に、必要性や緊急性の高いものから優先的に対応していきたいと考えております。また、有害鳥獣による被害を防ぐため、先ほども回答させていただきましたが、

引き続き地域の皆様と連携しながら農地周辺の環境整備や捕獲活動の強化に努めるとともに、広域防護柵の整備や新しく係を設置することとしており、さらに総合的な対策を推進してまいりたいと考えております。4月になりましたら、農業委員会総会でお時間いただきまして、予算や新しい係の説明等をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

「3 新規参入の促進について」でございます。4ページをご覧ください。「(1) 県内の農業高校生、農業大学生への働きかけについて」でございます。令和6年度から、経済再生アクションプランの取組みの一つとして、就農促進支援事業を立ち上げ、長崎市における就農までのステップを分かりやすく説明したリーフレットを作成し、就農に関する支援制度等の情報の効果的な周知に努めているところでございます。今後につきましては、このリーフレット等を有効に活用しながら、長崎県とも連携し、県内の農業高校や農業大学校などの学生たちが長崎市での就農を具体的にイメージできるよう、きめ細かな情報提供と相談体制の充実に努め、就農の促進を図ってまいりたいと考えております。

「(2) 親元就農へのさらなる支援について」でございます。親元就農に対する支援につきましては、令和7年度から農業新規参入促進事業において、後継者も対象となるよう見直しております。今後も継続してまいりたいと考えておりますので、ご活用をよろしくお願いいたします。また、国の給付金制度である新規就農者育成総合対策の経営開始資金は、新規参入者と同等の経営リスクを負う50歳未満の方のみが対象となっております。そのため、給付要件の緩和などについて、県を通じて国に対し要望をしていきたいと考えております。なお、ご提案の(仮称)経営移譲給付金制度の創設につきましては、親子間での円滑な経営継承を促進し、初期の経営安定を図るうえで有効な手段の一つと考えられますが、既存の各種制度との重複や財源など、解決すべき課題も多くあると考えておりますので、国の制度の動向等をみながら、必要性について研究してまいりたいと考えております。

「(3) 食農教育について」でございます。5ページをご覧ください。本市では農業センターにおいて、幼稚園・保育園の子どもたちを対象とした芋掘り体験や、小学生を対象と

した伝統野菜の種まきや収穫体験など、農作業に触れることを通じて、地域農業への理解を図っているところでございます。教育委員会や学校給食会と連携し、伝統野菜やゆうこうを供給・活用することで、児童生徒が地元産の食材を知る機会の創出に努めております。さらに、「子ども農村漁村交流体験事業」として、市内の小中学生がグリーンツーリズム体験プログラムに参加する場合にその参加費の一部を支援しております。令和8年度からは、体験プログラムの情報発信を強化したいと考えております。今後とも、こうした体験型の食農教育を継続・充実するとともに、様々な媒体を活用した情報発信を強化することで、農業への理解を推進し、ひいては就農へつなげることに努めてまいりたいと考えております。

「(4) 定年帰農者への支援について」でございます。本市では中高年新規就農者給付金50歳以上65歳未満の定年帰農者等に対し、初期の農業経営を安定させるため、毎年最大120万円の給付金を交付する制度を設けており、令和6年度からは研修中も受給できる制度に拡充しております。また、令和7年度からは、農業新規参入事業において、農業後継者が対象となるよう見直し、機械の更新などを含む施設整備等を対象にしております。さらに、令和4年度から農業センターで実施しております「農業チャレンジ塾」においては、定年後の農業への関わりを考えておられる中高年層にご参加いただいているところでございますので、ぜひ皆さま方もこのチャレンジ塾の宣伝等をよろしくお願いしたいと思っております。また、ソフト、ハードによる補助制度により、就農促進に取り組んでいるところでありますが、定年帰農者などの就農に向けては、希望される就農の形態や水準に応じた道筋を分かりやすく示すような取組みが必要であると考えております。そこで、既存の制度に加え、令和8年度からは就農事例の情報発信や、農業センターの研修などの周知を強化することで、多様な担い手の就農を推進してまいりたいと考えております。回答につきましては以上でございます。

○事務長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見や、

ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 2 ページの真ん中の農地の基盤整備の農道・用水路の維持管理のところですが、実際この窓口は地域整備課じゃないのかなと、ダブっていいのかという点と、過去の多面的機能交付金の長寿命化対策との兼ね合いで申請していいのか。最後、3 ページ有害鳥獣が減っているのに係を新設する詳細が分かれば説明をお願いします。何をするのかよく分からないので。

○農林振興課長 ありがとうございます。まず、生コン支給につきましては、ご承知のとおり、今現在の窓口は総合事務所の地域整備課になっておりますので、そこから水産農林整備課とやり取りをするような形になりますので、総合事務所の地域整備課の方にご連絡をいただきたいと思っております。他の要望もあろうかと思っておりますので、それと同様の取り扱いになろうかと思っております。それと、多面的機能の分のダブリにつきましては、基本、補助事業の経費につきましては、同じ作業について2つの事業を投じることはできないと思っておりますけれども、この多面的機能の活動費と地域活動費の部分で交付できる場合がありますので、そこは調べさせていただいて、農業センターから回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、有害鳥獣対策の部分につきましては、皆様方のご尽力により、令和6年度の農作物被害につきましては減少しております。ただし、長崎市が有害鳥獣の生活環境被害、農作物被害の相談窓口を相談センターに委託をしているんですけれども、そこへの相談件数につきましては年間1,000件程度で高止まりしている状況でございます。イノシシの捕獲頭数につきましても毎年上下しながら4,000頭強から5,000頭の間で推移しております。被害も生活環境被害を含めて対応させていただいている部分がございますので、多様化する市民ニーズと情報収集に対応するため、長崎市の窓口、担当を明確化することにより、対応を強化するというところで有害鳥獣対策係を設置することとなったわけでございます。

有害鳥獣対策係につきましては、当然農作物被害も生活環境被害も対応するような形になります。以上でございます。

○事務長 他にございませんか。

○柴原農業委員 イノシシによる農道の被害は、必要性、緊急性というより、やはり定期的に見回ってもらえればここがというのがすぐ分かると思います。そうすればそんなに余計にお金を使わなくても、少しずつ整備しておけば車は通れるんです。つまり必要性、緊急性というときはめちゃくちゃになっているわけです。そこらへんの考えはどうでしょう。

○農林振興課長 農道の管理につきましては、総合事務所が担当しておりますので、新しくできた有害鳥獣対策係を筆頭に庁内の連携強化を図る中で対応を考えていきたいと思えます。

○柴原農業委員 そしたら、普段からよく見ておいてということですか。

○農林振興課長 お話はさせていただきたいと思えます。

○事務長 他にございませんでしょうか。ないようでしたら、業務の都合がございますので、農林振興課の職員はここで退席されます。ありがとうございました。

— 農林振興課職員 退席 —

○事務長 それでは、これより令和8年3月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、ご確認

ください。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、3 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 16 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 23 名でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山口眞佐栄委員と山崎実男委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山口農業委員・山崎農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いします。本日は付議事項が 7 件ございます。まず初めに、第 1 号議案「農業委員会事務局職員の任免について」議案の説明をお願いします。

○事務長 それでは、第 1 号議案「農業委員会事務局職員の任免について」説明いたします。左上に①と記載した議案書の 1 ページをご覧ください。令和 8 年 3 月 24 日に、令和

8年4月1日付け人事異動の発令通知がありました。農業委員会事務局職員は、「農業委員会等に関する法律第26条第3項」の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。議案書の2ページをご覧ください。令和8年3月24日に発令された農業委員会事務局に係る令和8年4月1日付け人事異動の内示で、左側が転出者、右側が転入者となっています。まず、転出者でございますが萩原農業委員会事務局長が企画政策部長として転出されます。次に、農政管理係長の稲岡係長が中央総合事務所総務課まちづくり支援係長として転出となります。続きまして右側の転入者ですが、教育委員会事務局の大場教育総務部長が農業委員会事務局長として転入されます。次に、こども部こどもみらい課の平尾係長が農政管理係長としての転入、続いて中央総合事務所中央地域センターから若杉主事が転入となります。次に、再任用職員の相川係員と松永係員については、引き続き農業委員会事務局で勤務いただくこととなります。第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、議案のとおり農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは転出される方からごあいさつをお願いいたします。

— 転出者あいさつ —

○議長 転出される職員の皆様におかれましては、大変お世話になりました。今後とも健康に留意され、新しい環境の中での益々のご活躍をお祈りいたします。それから、本日は

転入される方も来られていますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

— 転入者あいさつ —

○議長 ありがとうございます。転入される皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。
転入される職員の方はここで退席されます。

— 転入者退席 —

○議長 続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する黒浜町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢及び遠方に居住し管理が困難であるため、譲受人は申請地が自宅の近所で農業規模の拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で365日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、柴原恵農業委員よりご報告いただきます。

○柴原農業委員 現地調査についてご報告いたします。3月13日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、露地野菜の栽培を行います。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は県外居住のため、譲受人は隣地に農地を所有しているためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては川添孝則推進委員よりご報告いただきます。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月16日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はカキの栽培を行います。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会に

において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」に関して、ご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地 1 筆について、通路として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は平成 13 年頃から、自宅への進入路として舗装し、利用されており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。当該地は〇番〇の宅地部分に進入するための通路となります。雨水排水につきましては、道路路面に自然放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いいたします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。3 月 16 日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成 13 年頃から自宅への進入路として利用されており、追認許可申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」に関してご説明いたします。まずは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さん及び〇〇〇の〇〇さんが所有する福田本町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが資材置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和45年頃から宅地として利用していたことにより、都市計画区域決定前の建設での追認許可申請により、昨年11月に転用許可を得ていましたが、申請内容に錯誤があったため、県に対して許可処分の取り消し願いが出され、許可処分を取り消した経緯があります。錯誤の内容は、所有権移転の内容が売買ではなく贈与であったものです。そして、今回改めて、転用許可申請が出されました。以前は倉庫用地としての転用であったのですが、倉庫を利用していた第三者が誤って建物を解体・撤

去したため、今回は、目的を倉庫用地から資材置場に変更しての転用申請となっております。申請に関しては、県にも連絡して問題ないことを確認しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。資材置場として使用する予定です。雨水排水については国道側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、植田正和農業委員より報告をお願いいたします。

○植田農業委員 現地調査についてご報告いたします。2月20日及び3月13日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は現状のまま、足場用の単管などの資材置場として利用する予定です。また、トレーラーハウスを設置して資材を保管する予定ですが、隣接する農地もなく、周囲に影響を及ぼすこともないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地2筆、計855㎡について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました飯香浦町の農地について、10年の賃貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は4,461㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野口弘人推進委員よりご報告いただきます。

○野口（弘）推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月5日に私と峰農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆907㎡について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するもの

でございます。また、今説明いたしました宮崎町の農地について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は907㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員よりご報告いただきます。

○松浦推進委員 現地調査について報告します。3月6日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして3番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する神浦丸尾町の農地1筆847㎡の一部728㎡について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました神浦丸尾町の農地について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,107.28㎡となり、利用につきましては、水稻の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、事務局より報告いたします。3月9日に岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻の栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

続きまして4番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、

〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆 1,606 m²について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました西海町の農地について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,606 m²となり、利用につきましては、果樹（レモン、キウイなど）の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員よりご報告いただきます。

○川添推進委員 現地調査について報告します。3月9日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはレモン、キウイの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして5番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆 1,283 m²について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根町の農地について、5年の賃貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は11,391 m²となり、利用につきましては、水稻の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の6番が同じ借受人で近隣の農地でもあるため、6番の説明の後に、併せて濱口雅洋推進委員よりご報告いただきます。

続きまして6番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、

〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地 2 筆 3,100 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根町の農地について、5 年の賃貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 14,491 m²となり、利用につきましては、水稻の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの 5 番と併せて、濱口雅洋推進委員よりご報告いただきます。

○濱口推進委員 現地調査について報告します。3 月 9 日に私と森山農業委員、事務局とで、5 番と 6 番の農地について現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻の栽培を行います。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第 5 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 5 号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 5 号議案について、計画相当と認めることに決定い

たします。

続きまして、第6号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)の要請について」の内容をご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する平山町の農地2筆、計700㎡について、長崎県農業振興公社が5年の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました平山町の農地について、5年の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は700㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、中村数昭推進委員よりご報告いただきます。

○中村推進委員 現地調査について報告します。3月6日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 6 号議案について、原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 6 号議案について原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定いたします。

続きまして、第 7 号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第 7 号議案 1 番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。それでは、議案書 10 ページから 11 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は京泊一丁目及び三丁目の 124 筆、計 29,419.64 m²でございます。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲は〇〇の〇側に位置しております。次に拡大したものが 3 枚ほどございます。次が現地の写真です。現地調査の立会は、令和 8 年 2 月 13 日に野本英世推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はございません。

続きまして、第 7 号議案 2 番及び 3 番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 2 件、合計筆数が 2 筆、合計面積 617 m²について、非農地通知申出が提出されております。それでは、2 番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さんが所有する上戸石町の農地 1 筆で、面積は 398 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しています。次に拡大したものになり

ます。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました松本守推進委員よりご報告いただきます。

○松本（守）推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、議案番号3番について、説明させていただきます。〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆で、面積は219㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いいたします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、「報告事項1 事務局長専決事項」についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページから3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用の届出が6件提出されました。また、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は6件でした。計12件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、3月10日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」、及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 左上に③としましたその他の事項の冊子の1ページをご覧ください。まず、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況」についてですが、令和7年度の目標部数は116部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降、新規申込、中止申出はありませんでしたので、前月からの増減はなく現在の部数は、88部となっております。

り、今回の報告分までが令和7年度の実績となります。資料記載のとおり、目標部数には届かない結果となりましたが、委員の皆さまにおかれましては、1年間加入推進活動を行っていただきありがとうございました。令和8年度の目標部数については、長崎県農業会議が設定し、後日通知がありますので、分かり次第報告させていただきます。今後とも継続した活動をお願いします。

次に、その他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」ですが、2ページから5ページに「令和7年度の活動記録集計表」を掲載しておりますのでご確認ください。また、昨年4月から今年3月までの一年間の実績を確定させ、報告する必要がありますので、本日3月分の活動記録簿の提出をいただいていない方、それから3月分を含め、昨年4月以降の追加報告がある場合は、4月3日（金）までに活動記録簿を事務局へFAXもしくは郵送、毎月タブレットで報告いただいている方については、入力をお願いいたします。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に、ご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

○城戸推進委員 この間、農業ヘルパーの卒業式に行きました。毎年行っているのですが、その後のフォローアップというか研修はどうされているのか教えてください。それと、今東長崎地区の農業委員だけが出席しているので、参考のために他に地区の委員さんも出席されたらどうかと考えています。よろしくをお願いします。

○事務局長 私も出席させていただいて、修了証書を渡させていただいたんですが、言われるように受講者が今減ってきているというような状況です。その後のなかなかヘルパー研修を受けた方がヘルパーとして活躍しているかと言われたら、そこまで繋がっていないのが実情でございます。農林振興課とも話しているんですが、定年帰農者の方たちへの研修として一定効果があると思っておりますので、実際受けた方のアンケートをいただいておりますので、それも踏まえて今後、より良い形で進めさせていただきたいと、しっかり引継ぎをしたいと思っております。

○議長 他にございませんか。

○岩本農業委員 旅行の研修の積立金の清算はどうなっているのでしょうか。

○事務長 事業年度は任期満了までとなっておりますので、6月に互助会の総会をさせていただきます。それをもって皆様に積立金の残金の返金をさせていただければと思っております。

○上川農業委員 今日、意見書の回答があって、皆さんも承認されたところですが、次の意見書のヒントとして挙げたいのが、土地持ち非農家、土地持ち非耕作者が増えつつあります。これは地域で格差はあろうかと思いますが、この対応についても地域計画に位置付けられた場所でありながらも、それが薄れつつあるということで、抜本的な対策を打っていく必要があると思っております。次期意見書の中身として、検討していただいて、地域振興がしっかりいくようなシステム作りを、事務方と委員会と、また地域の農家の皆さんと一緒に解決を図っていきたいと思っておりますので、局長と会長両名の回答をお願いします。

○事務局長 先ほど副市長が出席をさせていただいて、農業委員会からの意見書というのは現場の意見ということで非常に大事であるというふうに捉えさせていただいております。しっかり予算に反映して回答すべきということでこのタイミングで回答させていただきました。今のご提案の件につきましては、今私の方で回答は難しいところもあるんですけども、こういうご意見があったということは引継ぎをさせていただいて、次の体制で取組みを考えていきたいと思っております。

○議長 この土地持ち非農家、土地持ち非耕作者ですね、こういった方はもし持ち主の方がはっきりしていれば、できれば地域で集積の推進ができないか努力をしていただきたいというのが1点と意見書にも出していましたけれども、多面的機能の件でこういった事業を推進しながら、農家だけではなくて地域の人と一緒に農地を守っていくような制度を今から形を作っていくと、なかなか農家だけでは農地を守っていくのかなと思っております。琴海では田中委員が中心となっていたんですけれども、推進段階ではありますけれども、2か所くらいはやろうということで予算をつけていただいているんですけれども、多面的機能交付金の事業は、できれば進めていただいて、今日、事務局を担当する人がなかなかいないという意見もありましたが、農協にも投げかけているんですけれども、はっきりやるもやらないも言わないんですよ。農協も本当に農家と一緒に農地を守っていくような気持ちになっていかないと、農協の存在が必要か不必要かを問われる状況にだんだんようになってくるのではないかと思っておりますので、そこらへんを今からみんなで協議をしながら進めていかないといけないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○上川農業委員 ありがとうございます。先ほどからありますように、相続によって該当地区外の方々がその土地を所有するというようなことも今から増えてくると思います。だからこそ、委員会も含めてですけれども、市全体で懸案事項として取り上げてもらうよう

な、私どもの手から離れるようなやり方で細かい手の取り方の案を出して行って、活動として反映できるようにしていただければと思います。

○議長 今日私、意見は言わなかったですけど、地域計画の中で長崎市では農林振興課が進めているわけですがけれども、地区の集落懇談会を年に必ず1回は事務局でやっていただくような、忙しい中ですがけれども、そういった状況の中で、今言われるように地域外の耕作者もいっぱいいるんですよ。そういった方も一緒になって農地を守っていくようにしないと、だんだん遊休農地が増えてくるような状況じゃないかと思っておりますので、農協も一緒になってやっていかないといけないと思っておりますのでよろしくお願いします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項4「令和8年4月、5月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで3月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。